

総合口座取引規定新旧対照表

改定後（新）	改定前（旧）
3. （定期預金の自動継続） （1）定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。 ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。 （2）継続された預金についても前項と同様とします。 （3）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。 ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。 （4）継続を停止し、通帳記載の満期日（最長預入期限）に自動的に解約する旨の申出があった場合は、通帳記載の満期日（最長預入期限）（当日が銀行休業日の場合は、その翌営業日）に自動的に解約し、元利金はあらかじめ指定された当該総合口座の普通預金口座に入金するものとします。	3. （定期預金の自動継続） （1）定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。 ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。 （2）継続された預金についても前項と同様とします。 （3）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。 ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。
1 3. （即時支払） （1） 次の一つにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。 A. 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき B. 相続の開始があったとき C. 8（1）Bにより極度額をこえたまま6か月を経過したとき D. 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき （2）次の各場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを支払ってください。 A. 当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき B. その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき	1 3. （即時支払） （1） 次の一つにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。 A. 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき B. 8（1）Bにより極度額をこえたまま6か月を経過したとき C. 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき （2）次の各場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを支払ってください。 A. 当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき B. その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき